

お・知・ら・せ

大規模な建築物などに耐震診断の実施が義務化されます

建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、昭和56年5月以前に着工された建築物のうち、不特定多数の方が利用する大規模な建築物などについて、耐震診断の実施とその結果の報告が義務化されます。

報告先は、建築基準法の建築確認を申請した行政庁（所管行政庁）です。

*改正法の詳細は国土交通省のHPまで

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155130714&Mode=0>

耐震診断の義務化対象建築物

- 1 昭和56年5月以前に着工された建築物
- 2 対象となる建築物の例
 - (1) 不特定多数の方が利用する大規模な建築物等（おもなもの）

用途	階数	床面積の合計
下記以外の用途	3階以上	5,000㎡以上
幼稚園・保育園	2階以上	1,500㎡以上
小中学校	2階以上	3,000㎡以上
老人ホームなど	2階以上	5,000㎡以上

*行政庁（所管行政庁）への報告期限は平成27年12月31日

- (2) 道または市町村が決める「避難路」に接する建築物・道が定める「防災拠点施設」については、別途規定する予定です。

報告を受けた行政庁（所管行政庁）は結果を公表します。

なお、報告を行わなかった場合、また、虚偽の報告を行った場合、所管行政庁から報告または是正の命令があり、従わない場合は、罰則規定もあります。

【お問い合わせ先】

渡島総合振興局建設指導課建築住宅係（☎0138-47-9466）

建設課建築住宅公園グループ（☎2-2456）

全道秋の火災予防運動

期間：10月15日～10月31日

標語

消すまでは 心の警報 ONのまま

秋から冬にかけては暖房器具等を使用する機会が増え、火災が発生しやすい季節が訪れます。

火災原因の多くは、自らのちょっとした油断や不注意から発生しています。火を出さない環境づくりとともに「火の用心」の気持ちを忘れず、尊い生命と貴重な財産を守りましょう。

- ・期間中、消防職員および消防団員が各家庭（職場）へ防火査察に伺う場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・期間中、車両による防火広報を実施します。



みんなの安心のため、住宅用火災警報器を取り付けましょう。

住宅火災警報器の設置が義務化されました。

取り付けが義務付けられている所…… 寝室・階段等

《長万部町消防本部》